

検認用 必要な確認書類

*全員に必要な書類と該当者ごとに必要な書類がある。 *証明書の取得費用は個人負担でお願いします。

全員に必要な
確認書類

1) 基礎事項

①住民票…被保険者世帯の「世帯全員かつ続柄記載」の住民票1通（提出日から3ヶ月以内で原本、写しともに可）

イ) 住民票は自治体によっては窓口で申し出ないと記載の省略された住民票しか発行されないため、必ず「世帯全員で続柄の記載されたもの」を要求する。また、発行された住民票には「この写しは世帯全員（全部）の住民票に相違ない」と記載されていることを確認する。

ロ) 別居世帯がいる場合や単身赴任先に住民票を移している場合は、それらの住民票も必要。

2) 前年収入

↓注) 昼間学生は不要

②被扶養者の直近の年度（前年1月～12月）の収入を証明する書類を市区町村で取得

イ) 市区町村ごとに証明書の名称が異なるため、確認をして発行してもらう。
（収入証明書、課税証明書、非課税証明書、所得証明書など市区町村により名称が異なる）

ロ) 証明書の名称の年度はその発行年度であり、記載の収入の発生した年はその前年であり、異なる。
（事例：平成27年度課税証明書とは、その前年（暦年）の平成26年分の収入・所得・課税額等を証明している）

該当者ごとに
必要な
確認書類

③学生の場合・・・有効期限内の学生証（写）または在学証明書 注）中学生以下は調査対象外で不要

※ 昼間学生の場合、収入の証明書は不要。定時制学生の場合、収入の証明書は必要

④25歳（H27年9月1日付満年齢）以上の子・・・就労不可の理由を証明できる書類

イ) 学生の場合、学生証（写）または在学証明書

ロ) 障害者の場合、障害者手帳（写）または障害年金証書（写） ハ) 病気療養中の場合、医師の診断書等

⑤対象者が子で夫婦共働き・・・扶養に入っていない配偶者についての下記の3つの書類の写し

給与明細書（直近3ヶ月分、但し休業している場合は休業直前の4ヶ月分）

賞与明細書（直近1年分）および源泉徴収票

⑥給与収入のある人・・・直近3ヶ月の給与明細書（写）および直近1年間の賞与明細書（写）

※平均月額が108,334円以上の場合、H27年分源泉徴収票を1月末までに健保に提出して下さい。

⑦退職し無職の人・・・退職日のわかる書類の写し（退職証明書・源泉徴収票・雇用保険受給資格者証等）

⑧事業収入のある人・・・直近の確定申告書第1表・第2表（写）および

◆白色申告の場合は収支内訳書全2ページ（写） ◆青色申告の場合は青色申告決算書全4ページ（写）

上記②の証明書に記載されていない収入があれば、証明するものを添付

⑨年金収入のある人・・・直近の年金額のわかる書類の写し（年金振込通知書・年金額改定通知書・年金証書等）

複数の年金のある場合は全ての年金（老齢年金・遺族年金・障害年金・その他各種年金）が対象

⑩被扶養者が被保険者と別居（または別世帯）の人

イ) 別居世帯の住民票 世帯全員かつ続柄記載で3ヶ月以内のもの。原本、写しともに可

ロ) 仕送り証明書 直近3ヶ月分必要

仕送りの確認のため、振込明細書(写)、通帳(写)、現金書留の領収書(写)のいずれかが必要。
現金の手渡し、別家族からの送金、被保険者名義のカード所持等は認められない。
被保険者の単身赴任、及び子の通学のための別居については、仕送り証明書は不要。

⑪続柄が親で、その親に配偶者がいる場合・・・親夫婦双方の書類（基礎事項及び収入の確認）が必要

事例：被保険者が母だけを扶養とし、父は扶養でない(収入が多くて自活できる等のため)場合、父には民法上、母を扶養すべき義務があり、またできる可能性がある。そのため、被保険者と父のうち、いずれが生計維持者になるべきかを確認する。（民法752条、夫婦間扶養義務）

⑫外国籍の人・・・在留カード（写）

在留資格・期間の確認のために必要であるが、住民票に記載されている場合は不要